

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可（四件）……
……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……（建設局道路管理部監察指導課）…
- 港湾施設の供用中止……（港湾局港湾経営部経営課）…

告示

●東京都告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第千五百六十号八王子都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 八王子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画公園事業第六・五・一号富士森公園
- 三 事業施行期間 平成二十七年十月二十九日から令和

四 事業地

十二年三月三十一日まで

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

●東京都告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十一年東京都告示第千六百五号八王子都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 八王子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画緑地事業第十一号ひよどり緑地
- 三 事業施行期間 平成二十一年十二月十一日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

●東京都告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和五年東京都告示第九百二十三号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条

第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三十号羽根木公園
- 三 事業施行期間 令和五年八月十八日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

●東京都告示第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和四年東京都告示第八百九十二号町田都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第三十五号相原大谷戸緑地
- 三 事業施行期間 令和四年六月十日から令和十四年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 変更なし

使用の部分
なし

●東京都告示第九十二号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律

第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整
備すべき道路を次のように指定する。
令和八年二月三日
東京都知事 小 池 百合子

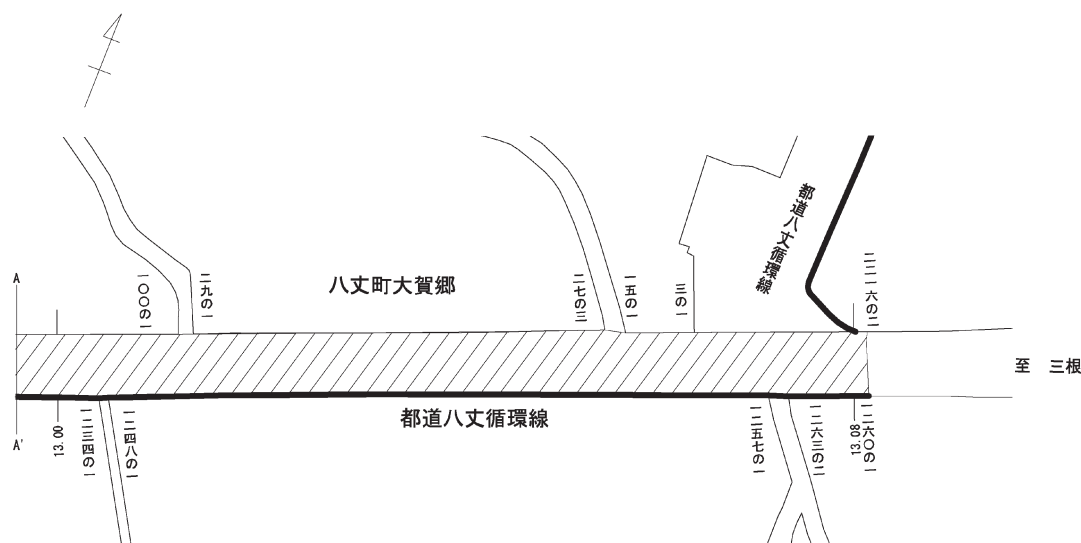
一 路線名 都道八丈循環線

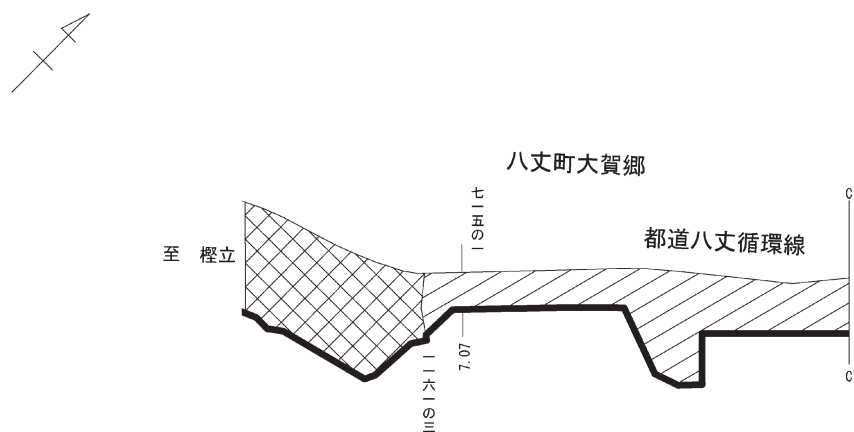
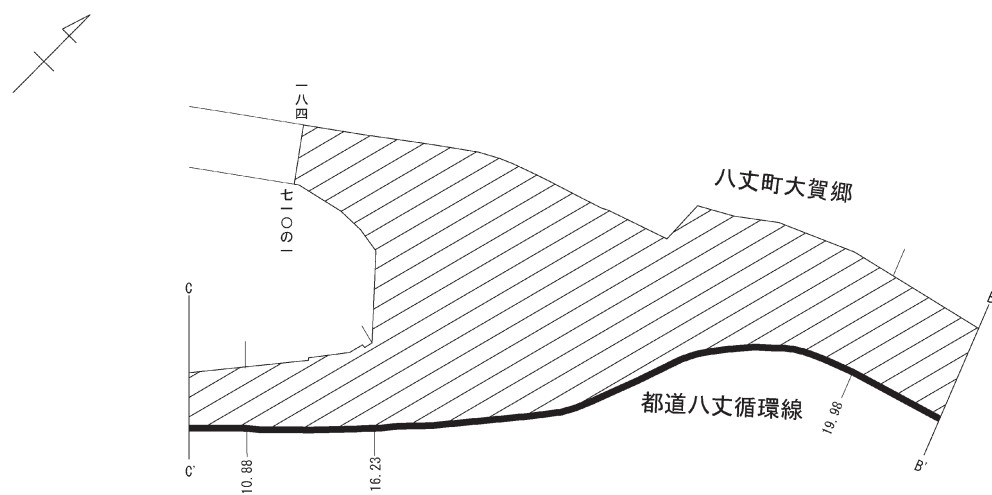
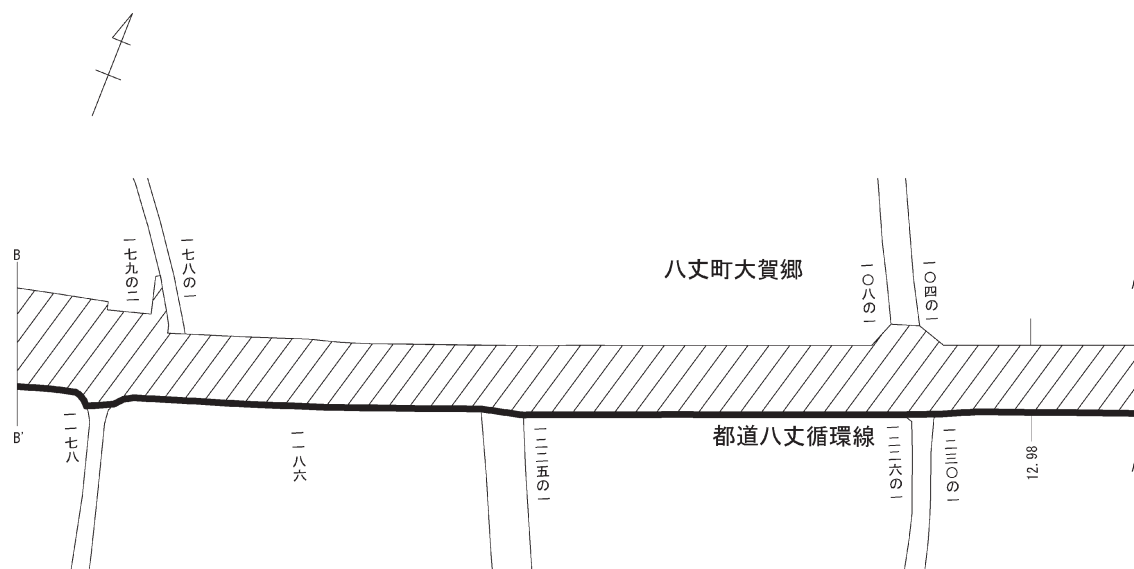
二 指定する区間 八丈島八丈町大賀郷二千二百十六番二
地先から同所千百六十一番三地先まで
三 指定の概要 別図表示のとおり

別 図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道八丈循環線
八丈島八丈町大賀郷地内

都 道
町 道
指定区間
延長 六一八・二〇メートル
(電線共同溝予定名称 八丈循環・六号)
既指定区間





●東京都告示第九十三号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和八年二月三日

東京都知事 小 池 百合子

種類 名称 所在地 中止期間

船舶給 運搬給 品川区八潮一丁 令和八年二月四日から
水施設 水施設 目一番三号地先 同年三月五日まで

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三（五三二一）一一一一（代）

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
（郵送料を含む。）

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三（三八二二）五二〇一（代）

郵便番号
113-0001

